

《研究ノート》

J. H. クラパム 『近代イギリス経済史 第1巻 鉄道時代前夜のイギリス, 1820-1850年』要綱, 第1章-第4章

一ノ瀬 篤

はじめに

本稿の目的は、イギリス経済史研究の高峰 J. H. クラパムの主著 *An Economic History of Modern Britain, Vol. 1, 1820-1850, Britain on the Eve of the Railway Age, 1820-1850* (1926) の要約的紹介である。*An Economic History of Modern Britain*は続巻として *Vol. 2, Free Trade and Steel, 1850-1886* (1932), *Vol. 3, Machines and National Rivalries, 1887-1914, with an Epilogue, 1914-1929* (1938), を含んでいる。クラパムには膨大な著作があるが、全3巻の本書と *The Bank of England: A History, vol. 1, 1694-1797, vol. 2, 1797-1914* (1944) を主著としてよいだろう。後者にはすでに英国金融史研究会による邦訳書(ダイヤモンド社, 1970年)がある¹⁾。経済史一般についての邦訳書では、*A Concise Economic History of Britain, from the Earliest Times to 1750* (1949): 山村延昭訳『イギリス経済史概説』(上), (下) (未来社, 1979年, 1981年) および、*The Economic Development of France and Germany, 1815-1914* (1921): 林達訳『フランス・ドイツの経済発展, 1815-1914年』(上), (下) (学文社, 1972年, 1974年) がある。上記『イギリス経済史概説』は、原題が示すように1750年までの概観なので、クラパムによるイギリス経済史の以後の展開は、本書に俟たねばならない。

産業革命が社会に及ぼした影響に関しては、いわゆる「楽観説」と「悲観説」との「対立」^{*}があるが、本書は楽観説を確立した記念碑的大作である。内容の読解が困難であること²⁾、全体が長大で

* 「産業革命と労働者の生活水準との関係」をめぐる楽観説と悲観説は、資本制一般の評価という観点からは、十分に相互対立的なものではない。資本制発展の初期(産業革命は、まさにほぼその時代)に、工場における婦人・児童長時間労働や都市スラムの形成に象徴されるような「悲観」的現象が生じたことは紛れもない事実である。これに対して人道的な見地から批判的・憤激的な指摘がなされるのは当然であり、妥当である。しかし、それが封建時代における地方農民の困窮と比べてどうなのか、を判定することは難しい。資本制こそが国民大衆の困窮をもたらした、とするのは困難だろう。資本制への過渡期に目を覆うような惨状が生じたのは事実だが、21世紀をも含む時の経過を視野に置けば、労働運動などに支えられて、資本制下で労働者の生活が次第に良くなっていったことも事実である。クラパムは、その資本主義初期(産業革命期)においても、総合的・平均的には、労働者の生活水準は悪化してはいない、ということをも、とくに地域ごとの動向に目配りしつつ、穏やかに(すなわち、悲観説の指摘する「典型的な生活水準悪化ケース」をも、全体の中の一構成要素として含み込みつつ)論証しようとしているようだ。なお本稿60頁の、一ノ瀬による注記も参照。

1 その後(一部、重複時期を含む)のイングランド銀行史は、セイヤーズ(R. S. Sayers)によって書かれている。(R. S. Sayers, *The Bank of England, 1891-1944*, 2 vols., 1976: 西川元彦監訳・日本銀行金融史研究会訳『イングランド銀行-1891~1944年-』(上), (下), 1979年, 東洋経済新報社)

2 本書は一般経済史の書物なので、扱う対象が人口、農業、諸工業、交通、金融・保険など、極端に広範である。しかも古い制度の記述が多い。農業を例にとると、中世、及び資本制初期の農業制度、農法、それらと困

あること³⁾、当時のイギリスに関する固有名詞が頻出すること⁴⁾、文体もしばしば、かなり読みにくいこと⁵⁾、の4点に鑑み、邦語での要約紹介はクラバム経済史への手引きとして、研究上、有用と考える。なお、要約文は叙述の流れと意味が明確になるよう、思い切って解釈を加えているし、叙述順序も多少、原文と変えている箇所がある。相似形の縮小版と言うよりは、解釈要約版である。数回に分けて紹介することになるが、脚注および（ ）内の、ポイントを落とした小さな文字による補足は、一ノ瀬によるもの、地の文と同じポイントの文字による（ ）内の説明は原著者のものである。ゴチック体の小見出しは（ ）内のものであれそれ以外のものであれ、クラバムによる目次頁の表示に従っている。なお、一ノ瀬篤「J.クラバムの貨幣・金融史：1821-1890年」(『愛媛経済論集』第6巻第1号、1986年)は、*Modern Britain*の第1巻、第2巻および*The Bank of England*の第2巻に含まれる貨幣・金融上の重要問題を要約整理している。

第1章 国の外貌

(ブリテンへの出入り：港と商業海運)

1821年に最初の蒸気船がドーヴァーとカレーの間を運行して以来、同ルートでの横断は3ないし4時間程度で可能となった(他の諸ルートも大同小異)。旅客船や郵便船にもまして、商業的海運におけるロンドンの隆盛と優勢は顕著だった。対仏戦後、イギリス諸島を航行する船舶の総トン数は、220ないし240万トンくらいだったが、ロンドン保有船舶のシェアが全体の4分の1を占めた(1829年)。大差はあるがニューカッスルと急成長のリヴァプールが保有船舶トン数でロンドンに続いた。船の平均積載トン数も、ロンドン船舶の場合は全国平均値の2倍ほどである。総じてロンドンの地位は卓越していた。

(ドック、港、灯台および沿岸開発)

対仏戦時、戦艦・商船の航行が増え、ドック施設や灯台が急速拡充された。ロンドンでは1789年から1828年までの間にドック・システムが完成しており、1850年以降まで変わらず、わが国に奉仕していた。リヴァプール等の地域でも、動きは同様である。灯台を見ると、伝統あるトゥリニティ・ハウス水先案内協会が、1830年には沿岸諸地域にまたがる35の灯台を管理していた。王立の諸灯台は民間業者にリースに出され、後者は対価として灯台使用税を受納した。民間灯台会社もいくつか存在した。スコットランドでは1786年設立のノーザン灯台委員会が、1829年までには同地方の主要諸海岸を照らしていた。また、上記以外に海水浴・海浜遊歩道などをもつ観光地(例：ライム・リージス Lyme

い込みとの関連など、相当の知識を前提しないと解読できない。技術関係の専門用語も非常に多い。

3 全3巻の本文部分のみで、ほぼ1,800頁に達する。なお、各巻末には、綿密な索引も付されている。

4 特に地名は、行政区分がしばしば変更されていることもあって、厄介である。その他、当時の人名、制度名、物品名、等。

5 正確に説明するという趣旨からか、語句、節の同格的並置が多い。セミ・コロンの多用もその一端である。これらの結果、概して長文が多い。10行に近い文章が珍しくない。倒置文が多く、動詞もしばしば省略されている。叙述のスタイルは講演体ともいべきだろう。始めに論ずべき点を箇条書きにしておいて、まずこれを、次にこれをという風に整理的に論じていくのではない。悠然と文学的に叙述が始まって、ある言葉や文章を契機に次項・次節にシフトするというスタイルである。もちろん、その中にかなり堅固な論理が隠されている。その読み取りは読者に委ねられる、という意味で、決して親切的な叙述法ではない。

Regis：イングランド南西部ドーセット州最西端の海岸街), あるいは別荘地(例：ブライトン)として沿岸地域が開発され始めていた。しかし, いずれもほんの小規模なものだった。

(森林のない国土：林地の状況：植樹)

英国では早くから原生の森林が伐採され, 国の植生は公園, 農地, 雑木林, 垣根用の低木などから成っていた。古来の王室森林も, 18世紀には船舶・燃料用に伐採された。戦時には戦艦用の樫が乱伐され, 原生林消滅にだめ押しをかけた。1815年には王室森林の木材供給能力は, おそらく史上最低水準だった。理由は森林の譲渡, 私人による侵害, 管理の不全などである。地域別に見ると, イングランドでは比較的森林の豊かな地域(サセックス)はあったが, ここの戦争で大打撃を受けていた。他の諸地方も大同小異である。回復のための植樹が盛んになり, 結果, イングランドでは古来の樫等の森林は減少し, 1775年頃からスコットランド産の樅やカラ松など, 新来樹木が普及した。ウェールズでは, モンゴメリーなど幾つかの地域を除けば, 原生森林は早くから消滅しており, 樅などの植樹が開始された。スコットランドは元々森林に乏しく, とくにハイランドでは1820年頃までに樅やカラ松などの植樹が盛んだった。

(囲い込み：イングランドの共同地および荒蕪地の囲い込み)

19世紀の第1四半期末頃までには, 数世紀に亘る囲い込み(enclosure)で, 共同地・荒蕪地は多くても全国土の5分の1程度だった。これは山岳などを含むので, 囲い込み可能共同地の割合は, 全国土の1割以下である。つまりイングランドでは, 1820-1870年の, 議会による「囲い込み法」で新たに囲い込まれた土地は僅少だった(ウェストモアランドなどは例外)。囲い込みは1793年以降, 穀物と地代を確保するために, すでに無理押し的に行われており, 採算のとれないケースもあった(コベット)。もっとも, コベット(W. Cobett, 1763-1835)は彼の著『地方騎行』(*Rural Rides in the Counties*, 1830)において, 囲い込みが農業の改良をもたらしたケースをも並列的に呈示している。

イングランドの開放耕地と可耕地：大陸の人々から見て, 1820年代のイングランドは特異で, 庭のように管理された農業, という印象を与えた。事実, 当時のイギリス農業は全欧州でベストだった。農地の再編や境界明確化などは, 上記の囲い込み強行期(1793年以降)に先行していた。1820年には, 議会法で囲い込みの対象となりうる手つかずの土地が3%を超えているのは, 僅か6州のみだった。これらも1830年までには大半が囲い込まれた。議会法による囲い込みの影響を受けたのは, 殆どが以下の地域に限られる。即ちライム・リージス(上記参照), グロスター, およびティーズ川(Tees: イングランド北部ダラム州と北ヨークシャー州の境界をなす川)河口を結ぶ線と, サウサンプトンとローストフト(Lowestoft: イングランド東部の東アングリアにある海岸都市, ロンドンの北東方向にあたる)を結ぶ線との間の地域がそれである。中でも, オックスフォードとケンブリッジには囲い込み未了の地域が最も多く残存した。しかし, 1830年頃までには, この両地域での囲い込みもほぼ終了した。この地域以外では, 囲い込みが古くから進展しており, 既にテューダー期にさえ, 手つかずの土地はなかった。

新規囲い込み地では, 必ずしも塀・垣などによる文字通りの囲い込みは行われなかったが, 支配的なのは, やはり塀・垣などで囲む形だった。コベットは議会法で囲い込まれた農地は美しく区分・管理され, 共同地のまま放置されている土地は見苦しい, と評している。1760年から1820年にかけての囲い込みがイングランドに押しつけた刻印を典型的に観察できるのは, 中央部の可耕地に限られる。土地

は一区画が大きく、能率的で、可能な場所では長方形を成し、塀や生け垣で整然と区画されていた。他方、旧来の囲い込み地は大部分が、放棄された土地や森林地から成っていて、随所に狭い不規則な土地が残存していた。西部の放ったらかしの河岸や北部の石壁で囲まれた地域がそれだ。長年月に亘る、森林や原野の小規模な侵犯の結果である。北イングランド、特にヨークシャー、ダービーシャー、ランカシャーなどには小規模で不格好な囲い込み地が多い。所有者達が地面から拾い集めた石を、やたらに積み上げて壁を作ったのだ。石壁地方以外の小規模囲い込み地では、生け垣や土手や溝が仕切りを成しており、著しく土地効率を悪くしていた。

スコットランドとウェールズ：スコットランドでは、1750-60年頃でも、殆ど全ての可耕地が囲い込まれずに残っていた。生垣の囲いもなく、大部分の土地では樹木もなかった。広域の「村」は存在せず、孤立した農家が散在していた。イングランド風の大規模な耕地制度（field system）は存在しなかった。土地所有権の規定は厳格で、地主の権力は強大だった。こういう状態だったので、逆に、変化が始まると急速かつ徹底的に進展した。耕作はイングランドの共同耕地制度に類似したラン・リグ（run-rig：rigはridgeの意）制度の下で行なわれた。（但し、イングランドに比べて村の規模は小さく、耕区の地条数も殆んどが6以下〔イングランドでは30が通常〕だった。）農法では二圃式や三圃式が存在せず、土地は住居近くのインフィールド（比較的手入れが多い）と、その外部のアウトフィールド（基本的に粗放）に区分された。農地制度も農法も、イングランドに比べて著しく非効率だったので、可耕地の大部分では、すでに分割が促進されていた。1814年までには、スコットランドのほぼ全ての共同地が分割済みだった。要するに、物理的囲い込みのない土地はかなりあったが、分割や私有化は行われていた。次の10年間に未囲い込み地の割合は減少したが、イングランドと比べると、スコットランドの土地は仕切りが少なく、荒涼としていた。

ウェールズでは、1820-30年の10年間に先立つ2ないし3世代を通じて、農地の外見的变化は少なかった。1814年にW. デーヴィス（W. Davies）師は南ウェールズについて「国の大部分は、耕作地である場合、農業の原初形態をそのまま示す、昔の囲い込み地に他ならない」と述べている。北部でも事情はほぼ同様である。ウェールズ全体を通じて、対仏戦争終了時点では、残存開放耕地は少なかった。ウェールズでは、スコットランドと同じく、居宅や付属農地が小規模だったので、イングランドのミッドランド地方の場合と異なり、この時期、囲い込みは大がかりな事業とはならなかった。

（家屋：ブリテン諸地方の小屋住居）

一般的にスコットランド、ウェールズは住居が粗悪だった。イングランドでも、その両地方に近い地域は同様である。ただし、茅屋は全国至る所に見られた。テムズ川以南の典型的な住居はかなりしっかりした煉瓦もしくは半ば木材製で、ガラス窓が付いており、通常、蔓草で覆われていた。一般に寝室は一つしかなかったが、ともかくも「家」と呼びえた。しかし、南部のドーセット地方では、1794年には、まだ道の土塊をかき集めて作っただけの小さな家が夥しくあったし、中部レスターシャーの住居は「泥と藁で作られ、一度廃棄された枠も喋番もない窓が泥壁に嵌め込まれ、内部には切れ端のような椅子、机。床は小石又は煉瓦のかげら、もしくはむき出しの土で出来ており、ベッドもどきの物が置いてあって、住人達はほろをまとっている」（コベット）状況だった。

ウェールズとスコットランドは酷かった。1813年の北ウェールズについては「（農業）労働者達の

小屋はみじめで、煙だらけの炉端としか呼べない台所、とても寝室とは呼べない、湿ったがらくた置き場のような小部屋しかない」(デーヴィス)。ベッド自体もなかったようだ。南ウェールズでは小家庭(cottage)というよりは、小屋の方がはるかに多かった。とりわけペンブローックでは「泥」家ばかりであった。スコットランドでは芝士、粘土、乾燥石(基本的には自然石を積んだだけ)などで出来た家が一般的だった。地域差はあるが、ローランドでは1820年代でも多くがそのような小屋であって、広さは18フィート×16フィート程度、床は土のまま、窓が一つか二つ、天井はなかった。その狭い空間をベッドで二つに仕切り、一方にはしばしば牛が居た。

1830年以前には、ロジアン、ベリックシャー、ノーサンバーランドでは、大規模な資本家的農場が創設されていたので、新たな種類の農場・住居建設が行われた。農業主の館は立派だが、農業労働者の住居は石壁の細長いバラックで中が幾つかに仕切られ、所帯持ちの場合を例にとると「1階建ての石壁バラックをいくつか仕切った1区画に収容されている。各区画の面積は、17フィート×15フィート程度で、ドアが一つ、小さな窓が一つあるだけで、屋外便所すらない。天井はなく、床は土のままである。この空間に夫婦と家族が住まねばならない」(コベット)。しかしコベットは、この地方の貧しい階層の人々にとっては、上記のような住居が一般的だったという事実を認識していない。1850年になっても、ノーサンバーランドについて同様の報告があるし、より開けたカンバーランド地方でも、1820年にはまだ「粗野な泥小屋」があった。

ヨークシャーの北ライディングでも、1800年時点では事態は低地スコットランドの人々と大差なかった。しかし、イングランドでは全体的に見て、標準的な小住宅は石または煉瓦、あるいは半ば木材で出来ており、1室もしくは2室の2階があった。また、開閉は出来ないものの、ガラス窓もついていた。屋根は藁葺きかタイル葺きが普通だった。なお、コベットはスコットランドの衛生事情の後進性を指摘しているが、実は1840年代のイングランドでも、屋外便所さえない小住宅が一般的だったのだ。

(小規模) 農業主の家：地方では、賃金稼得者の比較的良好な小住宅と小規模農業主の住居との間に、大差はなかった。当時、このクラスの住宅の多くは、小規模自由保有者など、旧来種の自営農業者(husbandman)のものだった。1831年のセンサスでは、大ブリテンにおける全農業所帯の世帯主の7分の1近くが、労働者でもなければ、その労働者を雇う農業主でもなく、自営農業者だった。彼らはスコットランド、ウェールズ、イングランド南西部に多かった。その場合、泥製の農業主用住居や泥製の労働者用小屋が並存したわけである。1800年頃の、ランカシャー、西ライディング、北ライディングでも事態は大同小異だった。次の20年間でも変化はあまりなかった。上記のライム・リージス、グロースター、ティーズ川を結ぶ線の東側では、小屋住居は、比較的少なかった。

郷紳と貴族の家屋：それらより上級の農村住居となると、まさに種々様々だった。かつて小規模荘園であった地所の荘園館、東部の穀物農場における新式の実業家風な煉瓦造りの建物、ベリックシャーの郷紳(ジェントルマン)にふさわしい大規模で立派な館、郷紳兼聖職者用の立派な館、などである。

イングランドの村や地方都市における、農家以外の住居には、快適なものが登場する。古い建物には18世紀風の赤煉瓦とタイル張りのものが多く、新しいものには化粧漆喰と傾斜の緩いスレート屋根のものが多かった。これらに住んでいたのは、労働者でもなければ農業主やヨーマン、聖職者、郷紳

などでもなく、この2、3世代に富を増やし社会的地位を高めた新興中間層（土地購入で浮かび上がったヨーマン、成功した医師、法廷代理人、穀物商人、地方銀行家、現役・退役のシティ・メンなど）であった。郷紳は、その大小を問わず、18世紀及びそれ以降に支配的となった建築様式、すなわちペディメント（三角形の切妻壁）とポルティコ（太い柱で支えられた屋根付き玄関）のある建物に住んでいた。

都市の労働者住宅:一般論的には、工業労働者達の住居は、地方でも農村でも、あまり変わらない。ただ、工業労働者達は、農村労働者よりも少し賃金が良かったので、概しては住居もやや良い（スコットランドは別）。バーミンガムのように全く建設面での計画性を持たぬ都市では、必然的に住民は自分で家を持つべきことが原則となった。他の諸都市でも、基本的にはバーミンガム同様であった（ロンドンはこの点、やや良好だったかもしれない）。その結果として、無理やり作られた賃貸し住宅は、環境が劣悪だった。ロンドンをはじめ、イングランドの都市の多くはパリやエディンバラと異なって城壁が無く、近隣に都市圏を拡大していったが、後者の二都市の場合は建物を上に伸ばすほかなかった。エディンバラでは新旧市街ともに下水施設がなく、4階、5階と積み上がった住居の賃借り人達は、夜ごとに汚水・汚物を窓から捨てるのが習慣で、主要都市の中で賃貸し住宅の環境が最悪だった。グラスゴーはさらに悪く、同市についての或る報告（1838年）は「細長い極端に狭い路地を行くと15ないし20フィート四平方程度の『空き地』があって、その中央には糞が積み上げられ（地主はこれを肥料として売って儲けていた模様）、その『空き地』の周りは通常3階建てのフラット形式の家が取り巻いている」と述べている。このようなスラム住居は、技能のない労働者、犯罪者、半犯罪者の住処となっていて、その出身はハイランド、アイルランドが圧倒的だった。

以上是最悪の例である。イングランドのどこでも、賃借り住居は一般的ではなかったことに注意しよう。F. エンゲルスは『1844年のイングランドにおける労働者階級の状態』において「イングランドでは、3ないし4室に台所が付いているのが、ロンドンの一部を例外として、労働者階級の通常の住居である」（1888年版、19頁）と言う。ロンドンと近郊では熟練労働者の住居は一般的には許容可能なものだったが、衰退産業の労働者は別だった。織物業では手織り作業が漸次的に死滅し、職工の生活が悲惨になりつつあった。エンゲルス（上掲書）の職工達の惨状に関する指摘は、書かれている対象に関しては妥当だ。手織職工の衰退が、この時期、労働者住居の最低水準を引き下げた。マンチェスターではとくに深刻で、1820-30年代に数多くの地下倉庫生活者が生じ、1832年のマンチェスター保健局報告では、2万人の地下生活者が居た。ただし、地下生活者は平均的な技能労働者ではない。エンゲルスは地下生活者の大半がアイルランド出身者だったと述べている。平均的な労働者住居が上記のように悲惨だったのではない。また、同じ機織工でもランカシャー、ヨークシャー地方などの惨めな職人達と異なり、スピタルフィールズ、コヴェントリー、一部ヨークシャーの熟練工などは優雅に暮らしていた。スピタルフィールズの職人⁶⁾などはポルティコ付きの家や良い家具を有し、園芸に精を出す余裕もあった。

6 ロンドンのイースト・エンドの一画にある。ルイ14世による「ナントの勅令の廃止」（1685年）によって、フランスの新教徒（ユグノー）がここに集団移住した。彼らはとりわけ絹織物の技術に秀でており、次第にイギリスにおけるエリート職人層の代表格となった。もっとも、彼らは手織り技術者だったので、機械化の進展によって、次第に窮地に追いやられてゆく。クラバムの述べている優雅なスピタルフィールズ（1820年頃）は、丁度この頃、衰退期にさしかかっていたと見て良い。

ブルジョアの家：なお、ロンドンをはじめ、商人や自営業者の中には職住を分離して、郊外（時には離れたブライトンなど）、に洒落た家を持つ傾向が出てきた。

（産業から見た国の状況：炭田）

イングランドとウェールズの産業分布：安価な石炭供給が人口と産業集中のための必須条件となりつつあり（運河建設もこれが主動機）、このことから、ヨークシャー、ミッドランド、南ウェールズを結ぶ石炭地帯が、石炭生産および鉄生産を軸に、種々雑多な工業を起こしつつあった。中心はブラック・カントリー（バーミンガムを中心とする重工業地帯）で、ウェールズのグラモーガン、モンマスは、工業的にはこの地帯の一部である。この地帯では鉄の生産が驚異的に成長していた。この40年間（期間は明示されていない）、大ブリテンの鉄生産は10倍になっていたが、それを支えたのは、このブラックカントリー地域だ。鉄・石炭業以外の諸工業では、この地帯のうち、ノッティンガム、レスターシャー、ダービーシャーの一部で、少数の木綿工業が勃興しつつあった点に注目しよう。爾余のイングランドは概して衰退的、もしくは停滞的だった。僅かに東部のノリッジにおいて繊維製造業が盛んで（1810年代）、次の10年間もその地位を保全したこと、また、北西部のカンバーランドで旧来素材の繊維産業に代わって綿産業が、また石炭及び鉄鋳業・冶金業が、力強く成長しつつあった点は注目される。

スコットランドの産業分布：工業上繁栄した地域は、中央ベルト地帯、すなわち西岸のガーヴァン（Girvan）から東岸のダンパーを結ぶ線と、同じく西岸のクライド（Clyde）から東岸のストーンヘヴンを結ぶ線とに挟まれた地帯である。ここはまた、すべての石炭生産地と開けた土地を含み、政治・経済の中心地で、重要な産業集積地はミドゥロジアン、リンリスゴー、ラナーク、レンフューの4州である。この4州はスコットランド人口の4ないし3分の1を擁していた（1831年）。エディンバラにはすべての産業があったが、新時代の大規模産業はなかった。新産業はグラスゴーとクライズデール（Clydesdale）にあった。その中では綿がぬきんでて重要で、その他産業も全てこの地域にあった。はじめてブリテンに蒸気式の織機をもたらしたのは、この地方の綿工業だ。他産業でも、たとえばセント・ロロックス（St Rollox）のチャールズ・テナント& Co.（Charles Tennant & Co.）の化学工場は1830年当時、ヨーロッパ最大と考えられていた。1831年センサスに先立つ30年間に、スコットランドは大ブリテンで最大の変容を遂げた。その他の地帯を見ると、中央ベルト地帯の南のローランドは工業的にとるに足らない。北のハイランドでは港町として東岸のアバディーンが重要港で、発展した繊維業も擁していた。ダンディー、ファイフもアバディーンに類似している。

第2章 人 口

（人口急成長の認識は遅かった）

1801以降のセンサスで顕著な人口増加が明らかだ。大ブリテンでは1751年725万人、1781年925万人、1801年1,094万人、1811年1,260万人、1821年1,439万人、1831年1,654万人であった。しかし、この事実が認識されたのは、漸く1830年代になってのことだ。

（人口増加の原因と状況）

増加の原因はマルサス等の挙げる、大発明時代以来の出産の増加や救貧法ではなく、医療技術・制

度の改良が重要だ。医療改良の結果、1740年以降、死亡率低下が顕著である（この間、出生率は横ばいもしくは僅かに上昇）。1790年以降1820年まで死亡率は急低下し、20年代は少し上昇したが、以後「18世紀半ば水準」にまで上がることはなかった（出生率は1811-30年、やや低下）。天然痘、マラリア、壊血病の克服、助産制度の改良、病院・薬局の普及が大きい。18世紀には紳士達も清潔になった。17世紀ではジェームズ1世のような国王ですら入浴しなかったのだ。

（アイルランドの果たした役割：アイルランド移民）

アイルランドの人口は1821年680万人、1831年（多分）780万人だった。彼らの大ブリテンへの移民は救貧法のせいではない。単にアイルランドが貧困だったからだ。まずロンドン、ついで次第に他の地方へ移住した。ランカシャー、スコットランドへは、当初少なかったが、次第に増加した。1833年ごろ、スコットランド南部の農業臨時労働では、彼らがハイランドからの労働者を駆逐したという報告もある。彼らは徐々に他の労働部門（囲い込み、沼地干拓、道路工事など）へも進出した。当初は臨時労働者だったが、次第に定住者も出てきた。しかし、移民を最も吸収したのは故国から接近容易なブリテン西部の新興産業の都市である（ブリストル、南ウェールズ、リヴァプール、マンチェスターなど）。マンチェスターを例にとると、1834-35年には同市人口の5分の1のアイルランド移民が居た。ランカシャー全体では15万人と推定された。近隣の諸都市でも事態は同様である。マカロックは、これらの結果、スコットランド西部で賃金の下落・生活水準の下落が生じたと憤慨している。

（ハイランドからローランドへの移住と、スコットランド人のイングランドへの移住）

1745年頃から、ハイランダーはローランドへ移住していった。これも西南部の賃金低下をもたらした。ただ、イングランドへのハイランダー移民は僅少だった。18世紀末から19世紀初期に移っていったのは、教育を受けた機械工や技術のある農業者や庭師などの恵まれた層であって、底辺層ではない。アイルランド及びハイランドからの移民は、アメリカや南半球にも向かった。1829-1833年はその高潮期だが、1815年から1830年までの対外移民は年平均で2.5万人程度で、過半はアイルランド人とスコットランド人だった。しかし、この移動は両地方からイングランド、ウェールズ、ローランドへの人口流入を弱めなかった。その結果、対内移動が後者地域での労働条件に影響を与えた。1826-27年の移民問題検討会では、イングランド各州からの証人が、とくにアイリッシュ流入が多いこと、およびそれへの懸念を表明した。適例は手織工の場合で、グラスゴー地域では4万人のアイリッシュのうち、ほとんどが手織工だった。検討会は国家による海外移民制度の設立を及び腰で勧告したが実現せず、アイリッシュ流入は続き、定着希望者は次第に都市部に移動した。

（地方と都市の人口）

1830年頃は、まだ大ブリテン住民の大半は、田舎生活をしていて、すなわち、1831年センサスでは農業世帯が全世帯の28%を占めていた。これに地方の漁林業、地方道路・運河労働者、地方の手工業者、商人など、地方の小さな街の住民を加えると、全人口の過半が田舎の生活をしていて、別の角度から見ると、1831年都市統計では、人口2万人以上の街での生活者は連合王国全体で25%以下だった。すなわち全国的に見て、大多数の生活は田舎的なものだった。

（代表的な街の生活者）

街の生活者も、近代産業関連者ではない。せいぜい「近代産業に転換しつつある産業」関連者で、

企業規模は小さい。その転換も緩慢だった。ロンドンに焦点を当てる。1831年のイングランドとウェールズの全人口の11%, 2万人以上都市の居住者の5分の2がロンドン人だったが、そのロンドンもまだ「近代的」ではなかった。機械を使い始めた企業もあったが(醸造, 新聞など), 例外的存在である。ちなみに今日に至るまで, ロndonは小規模事業の街だ。ずっと後の1898年でも, ロンドン地域の8,500の工場(すなわち機械を使用)の平均従業員数は42人だった。1831年の機械使用事業所は, 統計的にはネグリジブルである。資本面で大規模なのは醸造業(従業員数不明), 従業員数では造船業(大きいので150人から最大500人程度: 機械は使用していない)で, 他ははるかに小規模だった。造船関連の諸産業事業所の平均雇用者は恐らく, 20人以下であった。公的に唯一「マニファクチュア」と分類されている15のスピタルフィールズ絹織業の手織工雇用者数は, 平均58人だった。彼らはマニファクチュア形態の大規模雇用者だった。1831年段階では大規模な職業組合に属している典型的なロンドンの熟練工は, 醸造工, 造船工, 絹織工などではなく, 諸種の建設工, 靴屋, 仕立屋, 家具製造工, 等々であった。彼らは小店主や小商人や, 稀に, 大規模工場に雇われていた。また, しばしば複数の親方に雇われていた。1851年, 全イングランドとウェールズで, 統計に協力した87,270人の雇い主の平均雇用者数は8.3人だった。ロンドン以外では, 同時期, リヴァプールのような港町, エディンバラのような地方首都でも事情はロンドン同様, 又はそれ以下だった。工業都市でも機械制工業は綿を除き, 殆どなかった。

(若干の重要な, 従業者数の多い産業)

従業者数で当時恐らく最大の「産業」は建設業・建設関連業(大ブリテン全体で総計35万ないし40万人が従事)だった。建設業での近代技術革新の影響はまだ僅少で, 小規模事業所が圧倒的だった。従業者規模で匹敵できる唯一の新興産業は, 綿工業である。1831年頃はほぼ, 37万5000人ないし40万人を擁した。しかし綿業で養われている人口は, 女性・児童従業者が多かったので, 建設関連業よりは少ないはずだ。服飾関連業は, 同じ頃, 大ブリテンで, 靴関連業が13.3万人(男性), 仕立て関連業は7.4万人(男性)を抱えていた。イングランドとウェールズでの石炭従業者は8.4万人程度。いずれにおいても, 大企業はない。これまで言及しなかった大「産業」は家事労働者(召使い)である。下女は約67万人居た。綿業より遥かに大きい。要するに, 1820-30年の典型的な街の勤労者は, 機械を用いた事業所で働いていたのではなく, 大規模事業所で働いていたのでもない。そういう人々が街の勤労者の主流となるのはこの世紀のだいぶ後の方だ。

第3章 交通手段

(新しい運河システム: その卓越性)

フランスは道路では部分的に優れていたが, 運河はイギリスの先進手段だった。1830年までに現存の運河網(小改良以外, 当初のまま)はほぼ完成していた。南ランカシャーから始まり, ペニン山脈をも越えて, 東海岸にまで達する一大運河網が, ミッドランド, ヨークシャー, ロンドン地域など, イングランド中部に広がった。南部, 南西部では計画だけで実施されなかったものが多い。スコットランドでは, 中央部に有効な運河がいくつかあった。ウェールズでも有効な運河は作られたが, 国土

の形から貫通式のものではなく、目的ももっぱら石炭運送のためであった。

(運河の機能、利益と欠陥)

運河建設の主要目的は石炭輸送だった。1810年代の運河建設は、マンチェスターやバーミンガムの石炭価格を2分の1に引き下げ、社会低層が家畜の糞を燃料にする習慣や、煮炊きしない食物（例：パンとチーズのみ）による食事習慣などを変えた。イングランド中部では一般商品の運送も多かった。外国の産品、羊毛、錫、綿、肥料、建築用石材、木材、建築用の重い鋳物、家畜、穀物など、あらゆるものが運河で運ばれた。長距離・大量輸送が可能になった。ただ、運河の経済効果の評価は難しい。道路運送に比べて運送費は半分ないし4分の1になったが、多くの不採算運河会社があり、株主達は損失を被った。採算のとれない会社は、地理的条件から建設費が高くなった場合もあるが、全国的に技術、洞察力、政府の監督が不足していたことが重要原因だ。運河断面の大きさ、閘門のサイズがバラバラ、などが欠陥だった。たとえばロッチデール運河の場合、73フィートの船が運航できたが、船がヨークシャー側のカルダー&ヘッブル運河（Calder and Hebble Navigation）に来ると、たちまち53フィートの船しか通れない、など。結果として、運航させる船も、貨物船・旅客船を問わず、改良・発展が鈍かった。旅客船はまだしもだったが、貨物船の改良が特に遅れた。馬や人力で引っ張る箇所が多く、1時間あたりの速度は2.5マイル以下が普通だった。他方、旅客船は4ないし5マイル程度だった。運河建設工学の遅れが大きい。素材として鉄、あるいは鉄橋を使った運河建設は19世紀に入ってから盛んになったが、運河時代にはまだ主流でない。

(機関車時代以前の鉄道)

木製鉄道は運河よりも古い。初めは車輪も線路も木製だったが、両者とも、次第に鉄製になった。鉄道は、はじめ炭坑の付属物だったが、1790年以降、鋳業と冶金業の成長につれて急成長した。石炭業の他にも、多量の貨物を定期的に運ぶ業種は線路輸送に好適だった。適例は南ウェールズの冶金業だ。1791年、モンマス、グラモーガン、カーマゼンには線路はゼロだったが、1811年になると全長150マイルの線路があった。南ウェールズの鉄道は運河、炭坑、鉄・銅業、森林の木材と結合した。機関車時代開始（1829年のマンチェスター・リヴァプール鉄道における機関車実験の成功）までは、鉄道の地理的分布は著しく偏倚していた。たとえばタインサイド（Tyneside）では総延長225マイル、南ウェールズはそれ以上の路線があったが、南ランカシャーでは皆無だった。バーミンガム、ウルヴァームトン（Wolverhampton）、スタウアブリッジ（Stourbridge）の三角地帯も同様である。既存運河システムが効率的だったことが理由である。

1820-25頃の鉄道は、まだ、運河の支線的存在にすぎなかった。大量の貨物を、短距離、ほどほどの速度で、海辺又は運河まで運ぶのが役割だった。問題は不完全な機関車にもあったが、それとともに軌道の工学技術が未熟だった。木製はもとより、鋳鉄の軌道もアキレス腱だった。問題は軌条となる金属素材と軌条形状の2点である。前者については結局、錬鉄を用いて軌条を作成し、後者については「横断面がダンベル型で、表面が平板となる出縁レール」を採用することでほぼ解決された。車輪にはフランジ（flange）が付けられた。具体的には1818-24年にかけてG. スティーヴンソン（G. Stephenson）やベドリントン鉄工所のM. ロングリッジ（M. Longridge）あるいは同鉄工所の職工長 J. バーキンショー（J. Birkinshaw）などの協力で完成された。錬鉄を用いた軌条のメリットを、スティー

ヴァンソン達に示唆したのは、R. L. Stevenson (「宝島」, 「ジキル博士とハイド氏」などの作者) の祖父に当たるR. スティーヴンソン (R. Stevenson) である。以後、この形の軌条がイギリス鉄道の主流となる。
(道路と有料道路トラスト)

鉄道敷設の一つの目的は、道路運送の負担を軽減することだった。道路はその質(形, 幅, 表面素材など)からして、重い荷物を積んだ車両の負担に喘いでいた。ロンドンに出入する道路は、とりわけ質が悪く、そのため馬車馬にも過度の負担がかかり、馬の疲労と短命に繋がった。有料道路では短い区間ごとに、管理のためのトラストが存在しており、管理者達が無能だったことが、悪路の主因である。1820年代に H. パーネル (H. Parnell) や D. ギルバート (D. Gilbert), T. テルフォード (T. Telford) などの活躍によって、ミドルセックスの道路・街路(総延長172マイル)を管理していた14のトラストが1つにまとめられ、道路事業の改良は大きく前進した。これに倣い、全国で10の大きなトラストが形成された。しかし、これら11トラストは、イギリス全土の道路の6%ほどを占めていたに過ぎない。残りの道路は1,000以上の小さなトラストの手中にあった。各々が、50人から100人に及ぶ受託者を擁して、短距離の道路を管理し、赤字・倒産が常であった。この時期のイギリス道路を賛美している外国からの訪問者は、良好な有料道路だけしか見ていない。1838年でも総延長128,000マイルのイングランド道路のうち、有料道路は22,000マイルに過ぎず、その他の道路はそれ以上に管理・改良の劣悪な主体(地方行政区)に委ねられていた。地方行政区では、とくにワーテルロー戦後、土木事業は失業救済のためであって、道路改良は期待すべくも無かった。

この時期のイングランドに国道はなく、それに近かったのはホリーヘッド道路だが、国道と呼ぶにふさわしいのは、そのウェールズ部分のみだった。すなわち、アイルランド合併後、この道路の国道化が政治課題となり、パーネルやテルフォードなどの尽力で、国道化に向けて前進した。イングランド部分については23のトラストが、1815年にホリーヘッド道路委員会の管理下に置かれ、議会の裁可を得て補助金を受けたり、改良された道路については50%の超過料金課徴権を与えられたりした。ウェールズ部分では6つのトラストが統合されて、総延長85マイルの、国道と呼ぶにふさわしいものとなった。ホリーヘッド道路委員会は、スコットランドのハイランド道路委員会(1803年)を模していた。後者は1804年以降、地方税を道路財源に出来るようになり、財政基盤が出来ていた。委員会の委員であったテルフォードの指導下で、委員会は総延長900マイルの道路と1,200件の橋梁建設に成功した。

第4章 農業機構

(イングランドでは土地はどのように保有されていたか)

19世紀初期のブリテンにおける土地所有の実態を統計的に確認することは困難だ。最大公約数的に言えることは、大部分が比較的少数の貴族、郷紳(旧来および新興)に所有されていたこと、17世紀中・18世紀の初期に、自営農・郷士などの小土地保有者から支配階級に土地が移転しつつあったこと、さらに後者から商業出身の富裕層に移転しつつあったこと、であろう。上記の移転は18世紀後半および19世紀初期にも継続した。もっとも、1785-1800年の間には保有バランスに重大な変化はなく、そ

の後1815年までの期間にも、それがあったかどうか、不明である。また、1750-1825年の間に、大ブリテンにおける耕作単位が大きくなったことも確実だ。

（「ヨーマン」およびその減少という問題）

土地保有移転問題を理解する際の困難は、ヨーマン概念の変化によって倍加されている。概して古い時代には広い概念、時代が下ると狭い概念で意識された。A. スミスは「大多数のヨーマンは、土地の数世代にわたる賃借権を有し、その結果、州会の投票権も有している」（『諸国民の富』キャンナン版、第一編、367-8頁）としている（論理的には、彼の場合、そうでない人々もヨーマンとなる。つまり、数年間の賃借権しかない借地人も含まれ、非常に広い概念となる）。ブラックストーンは（W. Blackstone）「州会での議決権」を要件とし、その中に終身借地人を含めている。これが広義の場合の典型的理解である。しかし、時代が下り、1833年の農業問題特別委員会になると「自由保有者が中心だが、終身（の借地権）保有者（owners of lifehold properties）を含めても良いのでは？」と、概念の狭義化傾向を示している。ただ、広・狭、どのような概念を採ろうと（スミス概念は別）、18世紀中および19世紀初期の農業史は、明らかにヨーマンの減少を記録している。（この事態をいかに理解すべきだろうか？）

さて、対仏戦争期には自由保有者の減少はないが、終身借地権者（贍本保有者、他）が減少したと想定することは、一応可能である。つまり、贍本保有者であれ、他の形態であれ、終身借地権という形は時代遅れになっていて、契約は更新されなかった可能性がある。相続的贍本保有とか慣習的自由保有などは、買い上げられたり、単純な賃借保有に転換されたりしたかもしれない。しかし注意すべきは、同時代人達によるヨーマン概念の広義の理解が、土地保有者数の減少（これは確かだ）を、終身借地人や、甚だしきは自由保有者の数の減少と短絡的に混同する傾向があった点である。実際に支配的だったのは終身借地人の減少ではなく、年限決め借地人層の減少だったのではないか。この層は通常、小規模農業者であって、彼らが廃業したり、大農に吸収されたり、努力して土地を買い集め、大規模農業者にのし上がったたりすることは自然である（つまり、全体としての土地保有者数は減少したが、ブラックストーン的概念のヨーマンの明確な数的減少を意味するわけではない：たしかに終身借地人形態のヨーマンは多少減少したかもしれないが大々的ではなく、たんに年限決め借地人の明確な減少が、自由保有者や終身借地人の「顕著な減少」という印象を与えた、と言いたいのだろう）。

現実を地方ごとに見る。1793-1815年の間に行われた農業省への報告（日付はまちまち）によると、東ライディング、ケント、エセックス、北ライディング、ノーフォーク、ハンプシャー、中部サマーセット、北ウILTシャー、グロースター、シュロップシャーなどでは、小・中規模の自営農民が、減少ではなく増加している（クラパムは1793年や1794年の報告も「増加」という判断材料に用いているが、少し前に対仏戦争期の増減を問題として設定しているので、不適切だろう。ただし、1793-94年で増加しているという指摘は、下記の1833年委員会に先立つ2世代間に「減少」したという議論〔下記〕への反証としては有意である）。逆にランカシャー、チェシャーなどでは減少しているが、これは工業がヨーマンの転進を促したからである。また、ヒアフォードでも減少が見られる。増加が見られる地方は、近年の囲い込みの影響が僅少な地方である（例外は北ウILTシャー）。次に戦後を見ると）1820年代の価格下落及び経済変動の後の時期に当たる上記1833年特別委員会では、数多くの地方から証言が聞かれるが、概して「こ

の時点ではヨーマンの数はたしかに減少しているが、多数が残存している」という内容である。

通観して、1830年頃に先立つ2世代の間ずっと、ヨーマンは健在であって、この時期に彼らが消滅あるいは激減したというのは、謬見である。この時期にヨーマン階層が劇的に沈下したという誤った印象は、「『ヨーマン概念は一貫して自由土地保有者を意味してきた』という想定」によって強化されている。

(ウェールズにおける土地所有権と実際の保有)

ウェールズでは事態はより単純で、土地保有移動の問題は少なかった。大部分の土地は貴族もしくは、中庸の資産を持った居つきのジェントルマンに保有されていた（北ウェールズに関する1813年報告）。土地の管理はこれらジェントルマンや貴族の代理人によって行われていた。贍本保有者は北部ではまれ、南部ではやや多かった。南北部ともに、慣習的自由保有者（イングランドのヨーマンに等しい）は少なくなかった。1813-14年報告では、彼らの増減に言及していない。次の15年間も顕著な移動はなかった。北部、南部を問わず、小土地保有が支配的で、1851年のセンサスによると、ウェールズの農地全体の72%ほどが100エーカー以下とされている。北部では小作制、南部ではやや賃貸し制が多かった。

(スコットランドにおける土地所有権と実際の保有)

スコットランドでは土地所有権はウェールズ以上に単純だった。土地所有者の権利は、全欧で最も明確に定義され、守られていた。第8代アーガイル公（Duke of Argyll）の言に依れば、18世紀後半および19世紀初期のスコットランドでは、イングランドやウェールズと異なり、慣習による共有地は殆どなかった。1695年のスコットランド法の下では、共有地の或る使用者は、他の使用者に対して分割を強制することができた。こうして対仏戦争終了期までには、分割がほぼ完了していた。ただし、堀・生け垣などによる物理的な囲い込みは必ずしも随伴しなかった。法的には、土地はごく少数の手中にあった。ただし、所有権は、都市部は別として田舎では、貴族の下のfeuars と呼ばれる地主にも、分割的に認められるのが常だった。つまり、田舎のfeuars は地主（lairds：スコットランド用語）と同じである。究極の所有権者は、ハイランドの公爵からローランドのしがない数人の地主にまで分散していた。しかし、南部においてすら、所有権の単位は大きかった。たとえばピーブルズ州は僅か60人によって所有されていた。

(ブリテン諸地方における土地の保有規模：土地保有者数と農業労働者数の比率)

ジョージ三世（在位：1760-1820年）治世の終わり頃には、ブリテンで言う「小規模農場」は、全欧的観点からは、例外的に大きかった。19-20世紀のドイツでは12.5エーカー以下の小農・小作保有地を小規模、それ以上50エーカーまでを中規模、50から250エーカーまでを大規模とした。1825-30年頃のイングランドでは、分類上、対応する数値はそれぞれ、100エーカー以下、100-300エーカー、300-500エーカーであり、500エーカー以上を広大（extensive）と称した。ただし、ウェールズでは小土地保有が支配的で、大多数は雇い労働者なしで耕作されていた。

さて、1831年のセンサスによって、小規模営農がどの程度残存していたかを（以下の「相互比率」という独特の角度から）見ると、全体で96万1000戸の農業従事家族のうち、14万4600戸が労働者を雇用する土地占有者、13万0500戸が労働者を雇わない占有者、残る68万6000戸が労働者家族であった。つまり、

土地保有世帯1に対して労働者世帯2.5という比率になる。労働者雇用世帯1に対しては、労働者世帯5未満である。スコットランドを除外すると、上記比率はおそらく、それぞれ1:2.75、1:5.5と、やや高くなるだろう。概して、労働者世帯の比率は驚くほど低いことが確認できる。有名なグレゴリー・キング (Gregory King) の推計 (17世紀末頃が対象) でも、農村の土地保有世帯と農村「プロレタリア」世帯の比率を1:1.75としている。140年後の、上記1:2.75という比率と比べると興味深い。

(当時の労働者階級の困難：困り込みと高価格の影響)

1790-1810年間の熱狂的困り込み期における困り込みと土地保有統合と没落所有者の関係を考察する場合、本来のヨーマンと、共同耕地小屋 (common-right cottage: この小屋の保有者は共同耕地の使用を認められる) や小さな土地は保有していても、賃労働を生活の主たる糧にしている層とは区別すべきだ。前者の層は困り込みで簡単に打撃を受けたりはしない。後者は困り込みの際に、代償として小さな土地を割り当てられても、その土地は牧畜には小さすぎるし、堀や垣根を作るのに費用もかかるので、涙金と引き替えに大土地所有者に売ることが多い。農業労働者は、従来、法ではなく黙許や慣習によって、共同耕地での家畜飼育を一定程度認められていた。ただ、このような慣習による共同地使用者は、困り込みの際に補償を法的に求める権利がなかった。局外の人々は彼らの衡平法上の権利を認めていた (イギリスでは12世紀頃から、判例の積み重ねによるコモン・ロー [common law] が法の主流であった。コモン・ローは厳格で一般的な性格が強く、これを補正するために、個々の事件のもつ特殊性を重視しつつ、公平・正義を基準として事件を裁量する裁判組織が形成され、その判例が衡平法という判例体系に凝固していった)。ところが、困り込みごとに臨時的に設置された委員会の面々は、一貫した政策を採ることが無く、殆ど常に衡平権を無視した。このような事態は、18-19世紀の私的な立法による困り込み期全体を通じて当てはまる。衡平権の中身としては燃料確保権もあったが、これも奪われることが多かった。スコットランドでは法的状況と手続きはより明確かつ厳格で、J. シンクレア卿 (Sir J. Sinclair) などは「スコットランドでは共同地分割に際しても労働者層に打撃はない。なぜなら、彼らの小屋には元々牛を飼う権利は付いていないからだ。燃料権がある場合には、分割の際、その権利は守られている」と述べている。1801年の一般法 (41 Geo. III, c.109) は、イングランドにおける困り込みのやり方を標準化した。上記のような衡平権の問題は関心事でなく、結局、おしなべては衡平権奪取の役割を果たした。

1825年に先立つ1世代半の間に行われた困り込みで最も影響を受けた地域や、労働者が失うべき権利や習慣を持っていた地域は、常に念頭に置かねばならない。同時に、非常に多くの地域で、殆ど変化がなかったという事実も銘記しよう。(クラパムは目次頁で、この項目のタイトルを「当時の労働者階級の困難：困り込みと高価格の影響」としているが、該当する114-118頁における叙述では、高価格の影響は論じられず、むしろ次項で扱われている。)

(小屋の庭問題)

農業労働者から小屋の庭が奪われたことで、貨幣収入・現物収入への依存が、国の多くの場所で本格化した。また1795-1820年間の物価高騰期に、上と同じ理由から、ミルクとバターが入手できなくなった。こうして1797年にイーデン (F. Eden) が記録しているように、イングランド南部の多くで、乾いたパンとチーズのみという献立が1週間も続く、という事態が生じた。燃料枯渇もこれに拍車をかけていた。この間、全国的にジャガイモを常食化する運動があった。

もっとも労働者層全体としては、小屋に付随していた庭が無くなって従来に比べ土地不足になったが、大多数は土地、すなわち、非常に小さな庭がジャガイモ畑は持っていた。ただし、農場が合併される場合、空いた館が労働者用の賃借り部屋に分割され、小屋の庭は農業主に吸収された。農業主は労働者達の小屋を撤去し、庭を農場に合体させた。仮に小屋を残した場合でも、農業主は労働者に庭で豚を飼うことを禁じ、収穫されたリンゴや葡萄の納入を請求した。概括的には、純粋に穀物生産地方であればあるほど、また近年「科学的に」囲い込みが行われた地方であればあるほど、労働者の生活は悪化していた。

1820-33年間に南部で流行・普及したジャガイモ畑は、通常、庭とは別で、むしろその代替物だった。普通は耕地の中にあり、農業主が時に法外な賃料を取ることもあった。

(住みこみ問題)

高物価が、以前よりも「収入」に依存せざるを得なくなった労働者層に与えた圧迫は、未婚労働者が農業主の館に住み込むという旧来の習慣のあるところ（とくに北部及び北西部）では、緩和されたが、ミッドランドや南東部ではこの習慣は廃れつつあった。とくに大規模農業主は、住み込みを嫌う傾向があった。ノーフォークの或る大規模農業主は、住み込みの減少は物価高騰中の1801年からだと証言している。他方、北部では労働者による牛の飼育を認めた地域もあった。ノーサンバーランド全般、ヨークシャーの一部がそうだったし、リンカーンシャーでは特定労働者に牛を飼う権利を与えていた。

(賃金と救貧法)

北部労働者は、南部とは異なり、救貧法によって雇用者や国家との関係がさほどおかしくはならなかった。とはいえ、北部南部を問わず、1795年のスピーナムランド政策以来、賃金補填のための救貧法給付は農業機構の構成要素の一部となっていた。トレント川（イングランド中部を北北東に流れる川。トレント滝でウーズ川〔River Ouse:ヨークシャーの〕と合流してハンバー川となり、北海に注ぐ）以南では「パン価格基準」(bread-scale)が、広範にこの制度と結びついており、教区はパンの価格と労働者家族の数によって、週賃金を補填した。1820年代までには、この制度は「たちが悪い」という認識が一般的となり、その払拭が試みられていた。議会は1824年に、救貧法当局（地方の教区が主）にアンケートを送った。質問への回答を見ると、賃金を組織的に救貧法で補填している州は、近年大規模囲い込みが行われた諸州と驚くほど一致している。救貧法とパン価格基準政策は、もっぱら賃金の低落をもたらす結果に終わった。

(諸地方の賃金統計と賃金外の実入り：1785-1825年)

イングランドとウェールズの賃金動向については、1794-95年と1823-5年について、信頼に値する数値があり、その中間の時期については、数値は不完全なものしかない。大まかには1812年まで賃金は上昇し、1814-21年間には明確に下落した。下落は1814年の小麦価格の低落と戦後の労働力過剰によって始まり、1820-21年の決定的崩落で終結した。たとえばエリー島やロジアン（ロジアンはスコットランドなので、文の流れは良くない）の冬期賃金などは、この期間に少なくとも20%、極端な場合には50%近くまで下落している。ただ農業主達は、1814年に比べて1821年の農業労働者の生活水準は悪化していないと主張している。諸価格統計もこれを支持している（生活資料価格の低下ということ）。

週賃金を見るだけでは、農業労働者の生活水準動向は分からない。収穫期には臨時の実入りがあった。収入面のマイナス要因としては先述の小屋の庭喪失による家畜関連実入りの減少があるが、他方では補償としてジャガイモ畑が与えられたという相殺要因もある。この30年間の共同地の喪失は、確かに多くの場所で多くの人々の生活を悪化させたが、全ブリテンを対象とすると、囲い込みによる喪失が甚大であったか否かは疑わしい。一般的な歴史的回顧では、それが誇張されてきた。誇張というのは、イングランドですら多くの場所で悪影響は僅少だったし、ウェールズではもっと影響が少なく、スコットランドに至っては皆無だったからだ。

上の段落で述べた中世からの遺物（収穫期の臨時の実入り、など）はさておき、先述の通り1794-5年および1823-5年の二つの時期についてイングランドとウェールズの農業労働者の平均収入が推計されてきた。スコットランドについては確度の高い数値は得られないが、『スコットランド統計説明書』は1794-1810年間に指数が35から55に上昇、としている。同書に挙げられている1814-21年間におけるロジアン地方の賃金下落〔数値は多少曖昧だが〕は、同じ時期の生活費の低落と一致している。これがスコットランドの典型とすれば、同地では労働者の生活はこの期間、悪化していないことになる。さて、シルバリング（N. J. Silberling）の1923年刊行の研究成果（『イギリスの物価と景気循環、1779-1850年』）を用いれば、ブリテンの1794年生計費と1820年代10年間（の平均）の生計費には変化がなく、したがって後者の時期の賃金が下落していない場合（原著128頁のグラフ〔A. L. Bowleyの研究に依拠〕は、そのことを示している）、生活水準は改善しているということになる。賃金以外の収入プラス要因を加味すると（賃金以外部分がこの間に以前より増えたとなぜ言えるのか？）、1794年と1824年とでは、後者の方が労働者の平均的購買力は、戦前よりさらに増えたことになるだろう。ただし、この購買力増加は、トレント川以北の産業発展地域における代替的就業機会の増加と、この地域では救貧法が賃金を押し下げる効果があまり働かなかったという事情に、大きく依存している。逆に東南部の救貧法依存地域では、賃金の低落が顕著だった。

1794-1824年の30年間にイギリスの地方労働者家庭の快適度が減少したか否かという難しい問題の結論だが、平均的にはやや改善したが、決定的に悪化した地方や、少し悪化した地方、いずれかを言うほどには変化していない地方があった、ということになる。悪化した地方では、地方税が家計赤字を賄った。（以上のようなクラバムの「実質賃金非低下」論証は、「産業革命と労働者の生活水準」という問題の中軸論点に関わるが、見られるように全面的でも厳格でもなく、また独自の詳細な統計作成に基づいているわけでもない。これを素材として1960年代に楽観論者ハートウェル（R. M. Hartwell）と悲観論者ホブスボーム（E. J. Hobsbaum）の間で、何を生活水準測定の指標とするかという角度から、論争が再燃したのも当然である。クラバム理論の強みの基盤は、もっとも長い期間を対象とした場合、彼のイメージの方向性が現実的である点（先進国労働者の生活水準は向上している）にある。）

（救貧地方税と土地保有）

救貧法による地方税は小土地保有者を直撃した。たとえば1834年ケンブリッジシャーのグレート・シェルフォードでは1エーカー当たり10シリングの地方税が課されたが、これは戦後の不況期においては、金融資産を持たぬ小土地保有者を破産させるに十分だった。救貧法はヨーマンリーや小屋住みの土地保有者、零細土地保有者を圧迫した。僅かな土地は保有しているものの非常に貧しい層は、保

有者であるために、仮に雇ってもらえても救貧法は適用されず、賃金のみでは生計を維持できなかった。彼らは困り込みがなくても、土地を手放さねばならなかった。要するに、スピーナムランド会合から改正救貧法に至るまでの期間、救貧法制度は小土地保有者から大土地保有者への土地の移転を促進した。

(農業の状態：耕地の回転：気候：1820年以降の物価低落)

1825年のブリテンには、なお困り込み対象となる開放共同地やラン・リグが多少残っていたし、多くの沼地、不毛の山地、荒野や公有地があった。しかし、真の開放耕地農法、つまり強制的な諸役務を伴うものは、この頃には稀であった。それは困り込みとは別に、それまでに崩壊していたのだった。農法で言えば、三圃式が1794年にはケンブリッジとハンティンドン(Huntingdon)に多く残っていたが、ここでも続く30年間に困り込みが進展し、開放三圃式農業は消えてしまった。リンカーンシャーでは、それより更に旧式の二圃式も残存していたが、この頃には四圃式に転換していた。ただし、全国に散在していた開放耕地制度教区では、1844年頃でも休閑地方式をかなり忠実に守っていたようだ。

1826年から1832年の間、粘土質土壌の農業主達は非常に憂鬱だった。1820年からの穀物価格急落が原因である。戦時中、穀物生産は大々的にアイルランドに拡大していたが、戦時需要と戦後の不作のために価格はそれまで高水準だった。そこへアイルランドの豊作と戦後の需要減少で価格が下落し、低位水準が定着した。

1830年に先立つ天候は不良であった。これは特に粘土質土壌の地域を直撃した。これらは近年困り込まれた地域であり、その結果、排水が劣悪だった。1830年でも、素朴なエセックス方式(くさび形の配水管を配する)すら、近隣の2、3の州にしか行き渡っていなかった。それにこの方式は耐久性に乏しく、また大きな畝と畝の間の溝に配置しない限り、うまく機能しなかった。水浸し地区の排水については、1820年までに、J.エルキンソン(J. Elkington)が地下水の湧出源から水を地表に誘導して排水する方式を考案し、とくに泉の湧き出る湿原の多いスコットランドで用いられた。しかし、彼の方式では深い溝と多大の費用とが必要だった。この点はディーンストンのJ.スミス(J. Smith)によって1823-1833年間に解決され、浅い溝でも適用可能となった。かくして、地下水誘導方式が普及した。

(以下、この不況にイギリス経済がいかに対応したかを個別具体的にみる) 燕と大麦に適した土壌のノーフォークは状況良好で、サフォークもまずまずだった。ロジアンもおしなべては、もちこたえた。ローランドの一部地方は1821年の価格低落以来、ジャガイモ栽培、ロンドン向け移出、あるいは骨粉やブドウの絞りかすなど、肥料の賢明な使用で救われていた。別の地方では、ロンドン向けに羊や豚を蒸気船で海路輸送するのも緩和策の一つだった。イングランドの北西部は不況の被害がなかった。というのも、小麦が主食ではなかったし、購買力は小さかったものの新都市が急成長市場になったからである。他方、ジャガイモの大産地である南ランカシャーでは、アイルランドからの競争に悩まされていたが、ミルク農家は健闘していた。チェシャーもアイルランドの競争にさらされたが、農業は粘土質の地域以外では前進しており、都市のミルク取引では南ランカシャーと張り合っていた。この取引には、アイルランドは食い込めなかった。シュロップシャーは、農業好調の例として好んで報告対象とされている。1821年以来、同州では農業の後退傾向が見られず、合理的な輪作法が旧来の粗野な農

法に急速に取って代わっていた。ウェールズを見ると、イングランド寄りの地域では、シュロップシャーやチェシャー同様であった。イングランドから遠い地域については、1821-33年の諸報告は、ほとんど言及していない。この地域は大麦パン等の旧来の地域食で、いわば自足しており、小麦農家の変容は彼らに影響を与えなかったのだ。ヒアフォード、ウースター、グロースターでは、1821年以來の景況後退に関する、標準的な不満が聞かれた。不満は近年漸く囲い込みが成された粘土質の限界農地で顕著だった。もっとも、古くからの囲い込み地でも、荒地への逆戻りはあった。これらでは適切な輪作や施肥が無視されていたのだ。一般的な新規囲い込み地でも、古くからの村の農法規制からの開放が乱用され、連作で土地を疲弊させることがあった。新しい肥料の試用も稀であった。1821年以降は、排水作業も停滞していた。南ウェールズでは、これらの欠陥が総合的に作用して、戦争以來、収穫は減少し、雑草が繁茂し、土地の終身貸しや下請け貸しが一般的となり、規則正しい連作がなおざりにされた。全国の、それ以外の粘土土質の地域からも、衰退の報告が聞かれた。重い粘土質の南エセックスやセント、サセックスのウィールド (Weald) 地方、あるいは東ミッドランドなどでは、不平不満が最も激しく、農業停滞や後退は広範であった。

(1830年の労働者蜂起：機械)

1830年8月に、ケント州の農業労働者による干草への放火、デモおよび蜂起が起こり、まずサレーとサセックス、後にドーセット、グロースター、さらに北上してノーフォーク、ノーサンプトンにも広がった。「キャプテン・スウィング」(Captain Swing) による脅迫状が⁷⁾、放火やデモのない諸州にもばら撒かれた。不満の訴えは救貧法、狩猟法、十分の一税、囲い込み、賃金率、機械(の採用による失業)など、広範にわたり、運動はほとんどが合法的なものだった。背景は1828-29年の天候不順期の失業、パンの高価格であった。1日2シリングの保証が、しばしば彼らを納得させ、おとなしくさせたが、それでも脱穀機の破壊はなかなか止まらなかった。脱穀機は農業における機械化時代の先駆けであった。1810年ごろまでは、脱穀機はマーシー川 (Mersey: イングランド北西部を西に流れ、リヴァプール近辺で海に注ぐ川) の南ではほとんど普及していなかった。もっとも、南ウェールズでは1813年頃には、大いに用いられていた。しかし、脱穀機はじりじりとミッドランドや南東部(1830年の蜂起が最も深刻な地域)で普及していった。ハンティンドンでは1824年に脱穀機の使用が後退したという報告があったが、次の2、3年間に、サフォークでは持ち運び可能で馬に付けられるタイプが普及していた。スコットランドでは1825-30年の間には脱穀機は全く一般的だったし、イングランドとアイルランドでも年々普及していった。とはいえ、南部イングランドではスコットランドよりも脱穀機の普及はだいぶ遅れていた。ということは、1830年の労働者蜂起はまさに機械と人間労働との戦いが始まった地域で生じた、ということである。この運動は脱穀機を破壊しただけでなく、その採用進展を遅らせた。

1830年以前で言及すべきそれ以外の機械は、秣用の干し草乾燥機のみである。1825-30頃までには、

7 1830年にイングランド南部を中心に農村暴動が起こった。行動は脱穀機の破壊を主としつつも、おむね穏便だったが、「積み藁への放火」という危険な行動が加わった。その際、積み藁に火を点けるバーナーを大きく振る行動があり、Captain Swing (火振り船長) の名で、地域の地主や教区の幹部などに脅迫状(脱穀機を破碎せよ、賃金を上げよ、等)が送られた。イングランド全土で600人の参加者が取監され、19人が死刑、9人は絞首刑となった。

とくに大量の干し草が作られるロンドン近郊において, 一般的に使用され始めていた。刈取機の使用はまだ将来のことに属した。ルードン (J. Loudon) は1831年に「それはまだ欠けているが必須の物である」と述べている。1822年以降, 刈取機に関する種々の発明とその使用実験があったが, あくまで実験段階にとどまる。

農業上のその他の進歩と言えば, 機械ではなく, 道具の改良であった。穀物その他の種子を蒔くための, 馬力によるドリル (筋蒔き器), 根菜や豆のための馬鍬 (horse-hoeing), 鋤, ハロー (harrow : 表土均し具) など諸種の道具の改良は, 75年以上の年月を掛けて進行していたが, 1830年以前に, 全鉄製の鋤と全鉄製のハローにおいて頂点に達した。